

令和元年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月9日

○出席議員 14人

1番 鈴木克己君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君	

○欠席議員 1人

14番 岩瀬義信君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 酒井清彦君
企画課長 軽込一浩君	財政課長 齋藤恒夫君
税務課長 植村仁君	市民課長 岩瀬由美子君
高齢者支援課長 大森基彦君	福祉課長 吉清佳明君
生活環境課長 神戸哲也君	都市建設課長 山口崇夫君
農林水産課長 平松等君	観光商工課長 高橋吉造君
会計課長 土屋英二君	学校教育課長 岡安和彦君
生涯学習課長 長田悟君	水道課長 大野弥君
代表監査委員 市川愼一君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺茂雄君 議事係長 原隆宏君

---

議事日程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・報告

- 議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について  
議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算  
議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算  
議案第26号 決算認定について  
（平成30年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）  
議案第27号 決算認定について  
（平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）  
議案第28号 決算認定について  
（平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）  
議案第29号 決算認定について  
（平成30年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）  
議案第30号 利益の処分及び決算認定について  
（平成30年度勝浦市水道事業会計決算）  
報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について
- 第6 休会の件

---

## 開 会

令和元年9月9日（月） 午前10時開会

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和元年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 諸 般 の 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第1、諸般の報告であります。

初めに、9月5日付にて、市長より議案第19号及び議案第24号について、議案の訂正の申し出があり、これを同日受理し、9月6日付で許可いたしましたので、報告いたします。

このほか、議会側の動静等については、事務局長に報告させます。渡辺事務局長。

〔事務局長 渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、令和元年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月4日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月9日から9月26日までの18日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第19号から議案第30号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第24号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第6号及び報告第7号について市長から報告を受け、続いて監査委員より議案第26号から議案第29号までの決算認定について、議案第30号 利益の処分及び決算認定についての決算審査意見、報告第6号及び報告第7号の財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、第1日目は散会する。

第2日目の9月10日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月11日及び第4日目の9月12日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は7名であります。

第5日目の9月13日から第8日目の9月16日までは会議規則第10条第1項の規定等により休会とし、第9日目の9月17日は定刻午前10時に開会し、議案第19号から議案第30号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第19号から議案第25号までを、請願1件とともにそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。

また、議案第26号から議案第29号までの4件の決算認定について、並びに議案第30号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

第10日目の9月18日から第17日目の9月25日までの8日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、9月18日の午前10時に総務文教常任委員会、9月19日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

また、9月20日及び24日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月26日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案、請願を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、4件の決算認定について、並びに1件の利益の処分及び決算認定について、議案を

上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて5件、勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて1件の追加議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

次に、発議案の提出が予定されておりますので、これを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

---

## 行政報告

○議長（黒川民雄君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。本日、令和元年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中をご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

昨夜からの台風15号の直撃を受けまして、市内全域にわたり、停電、倒木、建物被害等が発生していると聞いております。今のところ人的被害はないという報告でございますので、とりあえず人的被害がなくてほっとしているわけでございますが、被害がまだまだおさまらない状況でございまして、議員の皆様にはそれぞれご心配とか、ご配慮、ご尽力いただいたものと、心から御礼申し上げます。

ただいまから行政報告を申し上げます。

夏期海水浴客の入込状況について申し上げます。

海水浴場につきましては、7月13日から8月18日までの37日間開設いたしました。

期間中の入込数ですが、天候に恵まれなかったことなどから、昨年よりも12万5,215人減の19万6,855人、率にいたしまして、38.9%の減でありました。

海水浴場別の入込数は、勝浦中央海水浴場3万5,853人、鵜原海水浴場2万8,130人、守谷海水浴場10万5,500人、興津海水浴場2万7,370人でありました。

また、海中公園センターの7月及び8月の入園者につきましては、昨年よりも1,395人減の2万6,556人でありました。

夏の恒例イベントであります「勝浦若潮まつり花火大会」は、8月13日に開催いたしましたところ、4万8,000人の来場者がありました。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

---

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において末吉定夫議員及び鈴木克己議員を指名いたします。

---

## 議 案 の 上 程 ・ 説 明

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について、議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第19号から議案第23号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。本案は、令和元年10月1日から令和5年7月30日まで、特例として、市長の給料の月額を100

分の20、副市長及び教育長の給料の月額を100分の10減額し、あわせて期末手当の額を減額するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年1月の開園を目途に建設工事を進めております勝浦市立幼保連携型認定こども園について、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

また、幼保連携型認定こども園の開園に伴い、閉園、閉所する勝浦幼稚園及び中央保育所について、本条例附則において、関係する条例を整理しようとするものであります。

次に、議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の改正により、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を可能とするため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼稚園使用料をゼロ円に、また、関係する用語を整理するため、関係条例について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、保育所使用料については、勝浦市立保育所条例において、規則委任し、「勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」において定めているため、本条例の改正に合わせて規則を改正する予定であります。

次に、議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されること等に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料の改正及び指定の更新に係る手数料の新設等をするため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第19号から議案第23号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元男君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に2億9,690万7,000円を追加し、予算総額を91億7,532万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、総務管理費を主に1億5,737万1,000円を追加し、民生費においては、生活保護費を主に5,070万5,000円を追加し、衛生費においては、清掃費を主に

5,259万円を追加し、農林水産業費においては、水産業費を主に851万5,000円を追加し、土木費においては、道路橋りょう費を主に1,743万8,000円を追加し、消防費においては、89万1,000円を追加し、教育費においては、小学校費を主に839万7,000円を追加し、災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧費に100万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に、地方特例交付金2,148万6,000円、国庫支出金20万8,000円、県支出金51万9,000円、寄附金1億26万2,000円、繰入金1億172万9,000円、繰越金9,121万9,000円、諸収入297万円を追加計上し、使用料及び手数料2,148万6,000円を減額しようとするものであります。

債務負担行為におきましては、自治体セキュリティクラウド業務委託の期間を平成31年度から令和3年度まで、限度額2万円とし、保育所児童送迎バス運行業務委託の期間を令和2年度から令和5年度まで、限度額149万4,000円とし、火葬場指定管理委託の期間を令和2年度から令和4年度まで、限度額106万1,000円とする3件を追加しようとするものであります。

地方債においては、漁港海岸保全施設整備事業債を追加し、放課後ルーム整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に4,895万1,000円を追加し、予算総額を23億69万5,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、諸支出金においては、償還金及び還付金を主に1,229万1,000円を追加し、基金積立金においては、3,666万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に、支払基金交付金361万9,000円、繰越金4,533万2,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） この際、担当課長から補足説明を求めます。齋藤財政課長。

〔財政課長 齋藤恒夫君登壇〕

○財政課長（齋藤恒夫君） それでは、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

9款の地方特例交付金であります。

子ども・子育て支援臨時交付金2,148万6,000円の計上及び、次の13款使用料及び手数料の保育所使用料の2,085万9,000円、幼稚園使用料の62万7,000円のそれぞれ減額につきましては、来月10月からの幼児教育・保育無償化によりまして、保育所及び幼稚園の使用料分を、本年度においては国の交付金で充当されますことから、今回財源の振り替えを行うものであります。

次に、12ページをお開き願います。

下段の17款寄附金であります。

1目ふるさと応援寄附金1億円の計上につきましては、現時点で、当初より寄附額の増加が見込まれますことから、今回補正するものであります。

次に、13ページ上段の18款繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金1億142万4,000円につきましては、今回補正分の寄附金に対します特産品等の贈呈事業等に係る財源分としての繰入金の計上であります。

次に、14ページをお開き願います。

20款諸収入のうち、保育所園児副食費負担金275万4,000円につきましては、来月10月からの幼児教育・保育無償化によりまして、これまで保育料に含まれておりましたおかず代や、おやつ代等の副食費につきましては、無償化の対象外となりますことから、今回、その分を保育料から抜き出しまして、諸収入負担金として計上するものであります。

次の21款市債等につきましては、歳出予算にあわせ説明させていただきます。

それでは、次に、歳出の説明をさせていただきます。

15ページの2款総務費からであります。

説明欄上段の1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費198万9,000円の減額につきましては、今議会に提案しております、来月10月からの市長給料の20%、副市長給料の10%をそれぞれ減額することによる、来年3月までの減額分であります。

次に、3目財産管理費のふるさと応援基金積立金1億円につきましては、歳入に計上しております寄附金の増額見込み分を積み立てるものであります。

次に、6目諸費のふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業5,648万1,000円につきましては、今回の増額見込み分の寄附者へのお礼品等の経費の計上であります。

次の防犯対策事業104万2,000円の計上につきましては、防犯カメラ2台分の設置工事費であります。

なお、財源の一部といたしまして、県補助金40万円を見込んでおります。

次に、17ページをお開き願います。

3款民生費であります。

説明欄上段の住居確保給付事業ほか各種事業の国庫等への返還金につきましては、平成30年度分の精算に伴うものであります。

次に、18ページをお開き願います。

説明欄上段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のかつうら放課後ルーム整備事業1,055万1,000円の減額につきましては、こども園周辺の周回道路整備時期に合わせ、かつうら放課後ルームの建設時期が変更となりますことから、当初予算に計上しておりました、かつうら放課後ルーム建設設計業務委託料を、今回、減額しようとするものであります。

なお、これに合わせ、財源の一部としておりました、市債850万円も減額するものであります。

次に、6目児童館費の仮設児童館整備事業183万7,000円につきましては、かつうら第2放課後ルームとして一部利用しておりました勝浦幼稚園を、こども園開園後、解体し、新たにかつうら放課後ルームを建設する予定としておりますことから、これを建設するまでの間、現在、幼稚園で実施しております、かつうら第2放課後ルーム機能を現児童館に、また、現児童館の機能を、元勝浦若潮高校内の、現在、中央保育所として利用しております園舎にそれぞれ移転

しようとするものであります。

このため、現中央保育所園舎で使用しておりますトイレの改修や、ネットフェンスの設置等が必要となりますことから、今回、その工事費を計上するものであります。

次の7目認定こども園費の認定こども園整備事業138万5,000円につきましては、認定こども園完成後に、現在の中央保育所及び、幼稚園から備品類を認定こども園まで運搬するための委託料の計上であります。

次に、20ページをお開き願います。

4款衛生費であります。

説明欄上段の1項保健衛生費、4目火葬場費の火葬場管理運営経費336万6,000円につきましては、風圧レギュレーター交換ほか3カ所の修繕経費の計上であります。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費の一般事務経費274万2,000円のうち、修繕料80万円につきましては、市と串浜区との協定書によりまして、市が串浜新田集会所の修繕を行うこととなっております。今回、屋根のふき替えが必要となりましたことから、その修繕経費を計上するものであります。

また、業務委託料194万2,000円につきましては、平成30年度に処分登録いたしました、市で保管いたします高濃度PCBについて、本年中に運搬処理する必要があることから、今回、その委託料を計上するものであります。

次に、2目塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費3,734万9,000円、及び衛生処理場管理運営経費867万円の計上につきましては、それぞれ機械設備等に係ります修繕料であります。

次に、22ページをお開き願います。

5款農林水産業費であります。

2項水産業費、3目漁港管理費の海岸堤防等老朽化対策事業850万円の計上につきましては、鶴原漁港海岸の保全施設改修に伴います設計業務委託料であります。

なお、財源といたしまして、市債、これは交付税措置70%の緊急自然災害防止対策事業債850万円を見込んでおります。

次に、23ページの7款土木費であります。

説明欄上段の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費の道路台帳整備事業352万円の計上につきましては、平成30年度に整備いたしました分の道路台帳補正に係ります業務委託料であります。

次に、2目道路維持費の市道維持管理経費300万円の計上につきましては、今後の緊急時に対応するため補正するものであります。

次に、4目道路新設改良費の道路局部改良事業419万2,000円の計上につきましては、本年度当初予算におきまして、串浜地内の市道中谷廻り山線の道路局部改良工事費として870万円を計上しているところではありますが、実施にあたりまして、現地等を再精査したところ、線形の見直しが必要となり、それに合わせ、延長等の増加が生じ、当初工事費に不足が見込まれますことから、今回、その不足分を補正するものであります。

次に、24ページをお開き願います。

説明欄中段の4項都市計画費、4目街路事業費の街路舗装修繕事業402万6,000円の計上につきましては、沢倉地内の市道蓬谷線の舗装修繕工事費であります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費の市営住宅維持管理経費151万8,000円につきましては、市営住宅みなと団地の浄化槽が老朽化によりまして更新が必要となりましたことから、今回、設計業務委託料を計上するものであります。

次に、26ページをお開き願います。

9款教育費であります。

説明欄上段の1項教育総務費、2目事務局費の職員人件費54万6,000円の減額につきましては、2款総務費でもご説明いたしました、市長、副市長給料の減額と同様、教育長給料も10%減額することによるものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理運営費558万7,000円につきましては、上野小学校、興津小学校の体育館の照明、窓ガラス等の非構造部材の耐震化を実施するため、今回、設計業務委託料を計上するものであります。

次の遠距離通学児童対策事業62万9,000円につきましては、本年4月からの勝浦小学校と郁文小学校との統合に伴いまして、登下校に係りますスクールバス運行等の経費は当初予算において計上しているところであります。

しかしながら、現在まで登下校をしていく中で、一斉下校時に路線バスの運行がない時間帯があるなど、追加的な対応が必要となりましたことから、これに対応すべく、今補正において、スクールバス運行业務委託料を追加計上するものであります。

次に、27ページの5項社会教育費、1目社会教育総務費の文化財保護事業100万3,000円につきましては、本年2月に寄贈されまして、市指定文化財に指定されましたハーマン号の絵巻物を今後、中学生を対象といたしました郷育教育等に活用するため、レプリカを制作しようとするもので、今回、その経費を計上するものであります。

次に、28ページをお開き願います。

最後になります。10款災害復旧費であります。道路橋りょう等単独災害復旧事業100万円につきましては、今後の災害発生時に対応するため、今回、補正を行うものであります。

以上をもちまして、議案第24号 勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第26号ないし議案第30号、以上5件を一括議題といたします。

本案については、議案第26号ないし議案第29号、以上4件は、いずれも決算認定について、議案第30号は、利益の処分及び決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第26号から議案第30号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成30年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提

案したものであります。

初めに、議案第26号について申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成30年度の本市の財政運営につきましては、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第3次実施計画に掲げた事業並びに地方創生総合戦略に関する事業を主体に実施し、それぞれの分野の施策を通じ地方創生の実行を図りました。

また、歳入については、歳入の根幹であります市税等の自主財源の確保に努める一方、歳出面では、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施いたしました。

まず、第1に、産業振興・企業誘致・就業支援による働く場の確保に係る事業においては、商店街活性化等支援事業による地元商店街の商店会スタンプラリー・ウォーキングラリーや、eスポーツ大会開催事業への補助のほか、中小企業資金融資利子補給事業として、創業に係る設備投資に対し利子補給を行いました。

このほか、引き続き、勝浦産ブランド水産物PR推進事業等により、地場産業の品質向上によるブランドの構築を図りました。

第2に、観光による交流人口の拡大、移住、定住の促進に係る事業においては、引き続き、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業により、魅力的な観光地の基盤づくりの強化を図り、観光アプリ利用促進事業により、観光情報の発信による観光交流の促進を行ったほか、移住・定住の促進については、空き家活用推進事業、田舎暮らし体験事業、若者等定住促進事業等を実施いたしました。

第3に、子育て・教育環境の向上と充実に係る事業においては、勝浦中学校にプールを建設したほか、市内小中学校のトイレの洋式化及び無線LANの設置など、施設の整備と充実に図りました。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なく支援することが可能となる子育て世代包括支援センターひだまりを開設いたしました。

このほか、引き続き、学校用務員配置事業により市内小中学校に用務員の配置、おむつ等の助成を拡充して行った子育て支援事業、子ども医療費助成事業、多子世帯保育所及び幼稚園保育料助成事業等を実施いたしました。

第4に、地域交流・地域振興の促進に係る事業においては、興津集会所整備事業により、興津集会所を元興津中学校へ移転するための設計委託を行ったほか、引き続き、まちづくり活動推進事業、地域の公共交通の整備として、市内公共交通維持改善事業による予約制乗合タクシーの運行や市内路線バス運行維持費支援事業等について実施いたしました。

そのほか、先人たちが築いてきた歴史を振り返り、市の魅力や資源を再認識した市制施行60周年記念式典の開催、社会資本整備総合交付金事業による道路整備、クリーンセンター及び衛生処理場の設備改修、有害鳥獣捕獲事業等による農作物被害防止、防災ブックの作成、平成30年度及び平成31年度の継続事業となりますが、幼保連携型認定こども園の建設など、行政全般にわたる施策事業の推進により市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で96億903万1,556円、歳出で92億5,781万1,319円であります。歳入歳出差引残額は、3億5,122万237円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で12億9,382万2,979円の減、歳出で13億

5,800万9,016円の減であります。

次に、議案第27号について申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で25億6,560万4,186円、歳出で24億7,259万6,496円であります。歳入歳出差引残額は、9,300万7,690円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、16億9,782万8,895円で、前年度の18億96万6,802円に対し、1億413万7,907円の減となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で6,147万4,553円、歳出で6,097万1,749円であります。歳入歳出差引残額は、50万2,804円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ7,135人となりました。

次に、議案第28号について申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で2億6,030万6,590円、歳出で2億5,940万761円であります。歳入歳出差引残額は、90万5,829円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第29号について申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で22億9,062万3,061円、歳出で22億4,529万88円あります。歳入歳出差引残額は、4,533万2,973円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、19億6,259万4,954円で、前年度の19億1,640万5,882円に対し、4,618万9,072円の増となりました。

次に、議案第30号について申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

初めに、利益の処分についてであります。平成30年度勝浦市水道事業会計決算に伴う剰余金につきましては、剰余金処分計算書（案）のとおり、未処分利益剰余金1億4,577万6,928円のうち減債積立金に100万円を積み立て、建設改良積立金に1,000万円を積み立て、残余の1億3,477万6,928円を繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定に関してであります。平成30年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量301万207立方メートル、1日最大給水量1万1,206立方メートル、1日平均給水量8,247立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げます。収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益7億5,730万86円に対し、水道事業費用7億4,391万9,863円で、1,338万223円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入1億1,025万3,920円に対し、資本的支出は2億9,324万8,624円あります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億8,299万4,704円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,129万4,320円、当年度分損益勘定留保資金1億2,823万8,095円及び建設改良積立金4,346万2,289円で補てんいたしました。

以上で、議案第26号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

---

## 報 告

○議長（黒川民雄君） 次に、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第6号及び報告第7号について申し上げます。

初めに、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。平成30年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

平成30年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第6号及び報告第7号の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） それでは、議案第26号ないし議案第29号の決算認定について、議案第30号の利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明並びに報告第6号及び報告第7号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川慎一君登壇〕

○代表監査委員（市川慎一君） ただいま議長からご指名がございましたので、平成30年度勝浦市一

般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、佐藤監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります、勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成30年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって報告を終わります。

---

## 休 会 の 件

○議長（黒川民雄君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月10日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、明9月10日は休会することに決しました。

---

## 散 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

9月11日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前11時00分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第19号～議案第30号の上程・説明、報告第6号～報告第7号の報告
1. 休会の件